

大野市制限付き一般競争入札（事後審査型）実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、建設工事の制限付き一般競争入札（事後審査型）（以下「事後審査型入札」という。）に関し、入札参加者における事務の負担軽減、発注者における入札参加資格確認事務の効率化、入札に係る透明性の向上及び公正な競争の促進を図るため、事後審査型入札を実施する場合の事務の取扱いについて、必要な事項を定める。

（対象工事）

第2条 事後審査型入札は、原則として、設計価格（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）130万円を超える工事とする。ただし、その他の契約方法によることが適当であると認める工事については、この限りでない。

2 事後審査型入札は、特定建設工事共同企業体対象発注工事には適用しない。

（入札公告）

第3条 市長は、対象工事を入札に付そうとするときは、大野市契約規則（平成9年規則第8号。以下「契約規則」という。）第8条及び第9条の規定に基づき、福井県が運用する入札情報サービスシステムへの掲載等の方法により行う。

2 事後審査型入札は、原則として電子入札によるものとする。

（入札参加資格要件）

第4条 入札に参加できる者は、入札書を提出する時点において次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

（1）大野市競争入札参加資格者名簿に登載されている者

（2）大野市工事等請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成6年訓令第20号）に基づく指名停止又は指名除外の期間中でない者

（3）市長が入札公告において定める要件に該当する者

（設計図書等の閲覧等）

第5条 電子入札の設計図書等の閲覧は、入札情報サービスシステムによる。

2 やむを得ない事由（大野市建設工事電子入札運用要領10（1））により、紙入札承認願を提出した者は、紙入札承認通知書の発行をもって、次のとおり設計図書等の配布を受けることができる。

（1）配布場所 行政経営部 総務課契約管理室

（2）配布方法 設計図書を収納した電子媒体等の配布を受けることができる。なお、入札設計図書受領書を提出すること。

（事後審査型に係る落札者の決定）

第6条 事後審査型入札による場合における落札者の決定は、次条から第11条までに定めるところにより行うものとする。

（落札決定の保留）

第7条 入札執行者は、開札を行ったときは、予定価格以下かつ最低制限価格以上の範囲内で最低の価格で入札した者（最低の価格で入札した者が複数ある場合は、その全ての者。以下「第1順位の落札候補者」という。）を宣言し、落札者の決定を保留するものとする。

（入札参加資格確認申請書等の提出等）

第8条 入札執行者は、前項の規定により第1順位の落札候補者を宣言したときは、電

子入札システムを使用する方法により、入札書の受付を行った全ての入札参加者に対し第1順位の落札候補者を通知するとともに、第1順位の落札候補者に対し入札参加資格確認申請書等の提出を求める旨を通知するものとする。

2 前項の規定による入札参加資格確認申請書等の提出を求める旨の通知を受けた第1順位の落札候補者は、通知を受けた日から起算して、2日以内（休日を除く。）に入札参加資格確認申請書等を提出しなければならないものとする。ただし、入札公告に別に定めがある場合及び入札執行者が別に提出期限を指定した場合は、この限りでない。

3 第1順位の落札候補者が前項に規定する期限内に入札参加資格確認申請書等を提出しなかったとき又は入札参加資格を確認するために入札執行者が行った指示に従わなかったときは、当該第1順位の落札候補者のした入札は、入札参加資格がない者が行った入札とみなす。

（入札参加資格の有無の確認等）

第9条 入札執行者は、第1順位の落札候補者から入札参加資格確認申請書等の提出があったときは、入札書及び当該入札参加資格確認申請書等により、入札参加資格の有無の確認を行うものとする。

2 入札執行者は、前項の規定による確認を行うに当たって、入札参加資格の有無に疑義が生じたときは、市長に諮るものとする。

3 入札執行者は、第1項の規定による確認をした場合において、第1順位の落札候補者に入札参加資格がないと認めるときは、第1順位の落札候補者の次に低い価格で入札した者（次に低い価格で入札した者が複数ある場合は、その全ての者。以下「次順位の落札候補者」という。）を宣言するものとする。

4 前条及び前3項の規定は、次順位の落札候補者を宣言した場合について準用する。

5 入札執行者は、入札参加資格があると認める者が確認できるまで前各項の規定の例により、入札参加資格の有無の確認を行うものとする。

（落札決定）

第10条 入札執行者は、前条の規定により入札参加資格があることを決定したときは、決定された落札候補者を落札者として決定し、全ての入札参加者に対し、落札者を電子入札システムを使用する方法により通知するものとする。

2 前項に規定する場合において、入札参加資格があると決定された者が複数ある場合には、電子入札システムによる電子くじにより、落札者を決定するものとする。

3 第1項の規定による通知は、当該落札者が入札参加資格確認申請書等を提出した日から起算して、原則として5日以内（休日を除く。）に行うものとする。

4 落札決定は、第1項の規定による通知が当該落札者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、その効力を生ずるものとする。

（入札参加資格不適格の決定）

第11条 入札執行者は、第9条の規定により入札参加資格がないことを決定した旨の通知を受けたときは、当該入札参加資格がないと決定された者に対して、その旨を電子入札システムを使用する方法により通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた者は、入札参加資格がないとされた理由について、説明を求めることができるものとする。

(再度の資格確認)

第12条 第10条第4項の規定により落札決定の効力が生ずるまでの間に、当該落札者と決定された者が入札参加資格を欠くに至ったときは、当該落札者の行った入札は、無効とする。

2 前項に規定する場合においては、第8条から前条までの規定の例により、入札参加資格の確認および落札決定を再度行うものとする。

(その他)

第13条 この要領及び実施要領に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。